

### 別表第一（評価書等）

対象建築物	評価書
一戸建ての住宅	設計住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項)
全ての建築物	BELS 評価書 (（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書 (共同住宅にあっては、全ての住戸もしくは住棟全体を評価しているものに限る。))

### 別表第二（適合証等）

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性能向上 計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	登録判定機関 又は登録評価 機関※
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分	品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書 (日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 以上に適合している場合に限る。) の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住宅の部分（法施行の際現に存するもの）	品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書 (日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級 4 以上に適合している場合に限る。) の写し。	登録評価機関

登録判定機関：法第 14 条第 1 項に定める登録建築物エネルギー消費性能判定機関

登録評価機関：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。